

みよし市ごみ指定袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市広告掲載要綱（平成23年3月1日。以下「要綱」という。）及びみよし市広告掲載基準（平成23年3月1日）に基づき、みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年三好町条例第9号）第10条第1項の表に規定する指定袋（燃やすごみ用の袋に限る。）（以下「ごみ指定袋」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ごみ指定袋に掲載する広告は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の社名等を表示するものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 ごみ指定袋に掲載する広告の規格及び掲載位置は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ごみ指定袋（大） 次のアからウまでに定めるとおり

ア 規格は、枠寸法縦100mm×横200mmの1色刷り（袋の印字色と同一。次号において同じ。）とする。

イ 掲載位置は、ごみ指定袋上部とする。

ウ 枠数は、6枠（縦3枠×横2枠）とする。

(2) ごみ指定袋（小） 次のアからウまでに定めるとおり

ア 規格は、枠寸法縦80mm×横160mmの1色刷りとする。

イ 掲載位置は、ごみ指定袋上部とする。

ウ 枠数は、4枠（縦2枠×横2枠）

2 広告を掲載するごみ指定袋の作成枚数については、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、当該広告を掲載したごみ指定袋を作成した時から当該ごみ指定袋がなくなるまでとする。

(広告料の額)

第5条 広告料の額は、ごみ指定袋（大）は1枠当たり120,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、ごみ指定袋（小）は1枠当たり60,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ウェブサイト等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、みよし市ごみ指定袋広告掲載申込書(様式第1号)を別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 申込者は、第3条第1項の区分ごとに1枠を基本として申し込むことができる。

(審査及び決定)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の募集枠数を超えた申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、みよし市ごみ指定袋広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納付しなければならない。

(免責)

第10条 市は、天災、事故等市の責めに帰さない理由により、広告の掲載をすることができなかった場合は、その責めを負わない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、要綱第9条の規定により広告の掲載を取り消す場合は、みよし市ごみ指定袋広告掲載取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告料の還付)

第12条 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年11月2日から施行する。